

# ハーモニーメイト会則

(名 称)

第1条 この会は、ハーモニーメイト（以下本会という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、ザ・ハーモニーホール（以下ホールという。）を拠点としてふるさとにともされた音楽芸術の灯を大きく育てるとともに、鑑賞等を通じて関心を深め、情操を高めながら、地域に根ざした音楽文化活動の展開と、会員相互の親睦及び連帯を深めることを目的とする。

(会員・会費)

第3条 本会会員の種類及び年会費は、次に掲げるとおりとする。

- ① 個人会員 1 人 2, 0 0 0 円。
- ② 家族会員 1 家族 3, 0 0 0 円。但し、登録者は2名から4名までの同居の家族に限る。
- ③ 団体会員 1 団体 1 0, 0 0 0 円。但し、登録者は5名から10名とする。
- ④ 賛助会員 1 口 5 0, 0 0 0 円。

(役 員)

第4条 本会に、会長を置くものとし、総会において選任する。

2 会長は、本会運営の代表者として、本会を統括する。

3 会長の任期は2年とする。

第5条 本会に、副会長を置くものとし、総会において選任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。

3 副会長の任期は2年とする。

第6条 本会に名誉顧問・顧問等を置くことができる。

(総 会)

第7条 本会の重要事項を審議するため、総会を開催する。

2 総会は、会長が招集するものとし、開催の通知は情報紙に掲載する。

3 総会の議決は、出席者の過半数の賛成を得なければならない。

(委員会)

第8条 本会の運営を円滑にするため、次の委員会を置く。

- ① 総務委員会
- ② 事業委員会
- ③ 広報委員会
- ④ コンサート・サポート委員会
- ⑤ その他必要に応じた委員会

2 各委員会の正副委員長は、会長が指名し、委嘱する。

3 各委員会の委員は、会員自身の希望又は前項で委嘱された正副委員長の推薦に基づき会長が委嘱する。

4 正副委員長及び委員の任期は2年とする。

5 各委員会の業務分担については、会長、副会長、事務局長及び各委員長により構成される代表委員会において調整する。

(事務局)

第9条 本会の事務を円滑に運営するため、ホール内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置くものとし、総会において選任する。

3 事務局長は、本会の会計を含む事務全般を統括する。

4 事務局長の任期は2年とする。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わるものとする。

(監 査)

第11条 本会に監査委員2名を置くこととし、総会において選任する。

2 監査委員は、会の適正な運営を確保するため、少なくとも年1回監査を行い、その結果を会員に報告しなければならない。

3 監査委員の任期は2年とする。

(改 正)

第12条 この会則の改正は、総会の議を経なければならない。

(その他)

第13条 この会則に定めるものの他運営に関し必要な事項については、代表委員会において決定する。

附 則 この会則は、昭和63年9月22日から実施する。

附 則 この改正は、平成6年10月1日から実施する。但し、事業及び会計年度改正にともない、

附 則 この改正は、平成2年10月26日から実施する。

平成7年3月31日までの移行期間は補正予算にて対応することとする。

附 則 この改正は、平成5年4月1日から実施する。

附 則 この改正は、平成7年5月18日から実施する。

附 則 この改正は、平成15年5月13日から実施する。

附 則 この改正は、平成21年5月29日から実施する。